

那珂市鳥獣被害防止計画（案）

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	那珂市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成21年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
イノシシ	水稻	581千円（73a）

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積について水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

近年、那珂市北西部の戸多地区と瓜連地区を中心にイノシシの被害地域は拡大し、被害は増加傾向にある。生息箇所は、鳥獣保護区及びその周辺が出没等の目撃情報が多いことから生息域と推察する。被害発生は、5月から10月の期間が多く、とりわけ水稻の乳熟期の被害は甚大である。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成21年度）	目標値（平成25年度）
被害金額	581千円	406千円
被害面積	73a	51a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	那珂市では平成21年度よりイノシシ捕獲を開始。捕獲隊員構成は6名がわな担当、3名が銃器による止め射し担当。年度内2回実施し11頭をくくりわなで捕獲、解体後埋設等の処理をした。	捕獲隊構成員の平均年齢(69.4才)の高齢化と狩猟免許取得の減少。新たな捕獲隊員の確保と育成が急務。

防護柵の設置等に関する取組	個人的に防護柵やロープ等での防除を実施している。	防護柵設置が個別設置のため、設置しない箇所に被害の矛先が変わるだけの悪循環。農業者の連携、適切な設置方法の習得が必要。
---------------	--------------------------	---

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ月程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、進入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>現在、くくりわなによる捕獲と防護柵の設置により被害防止に取り組んでいるが、今後は箱わな併用による捕獲と防護柵の設置推進により、この取り組みを強化する。 地域住民へのイノシシ被害状況や有害鳥獣捕獲の必要性の啓発及び理解促進。 迅速な被害情報把握体制の整備の強化。 専門家の指導による地域の実情に応じた効果的な防護対策の実施。 隣接市町との時期を統一した一斉捕獲。 捕獲隊員の確保育成のための狩猟免許取得の推進及び農業者等へのわな免許取得の推進。</p>

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>単年度の委託契約を年度当初に猟友会那珂支部と締結し、受託者によって編成された捕獲隊に捕獲等を依頼し、くくりわなによる捕獲を実施。 猟友会を含めた関係機関により被害、出没、捕獲等の情報共有化体制の整備を行う。</p>

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成員等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度	イノシシ	被害報告があった場合に迅速に対応できるよう環境安全課と猟友会との連携体制を強化。鳥獣捕獲の担い手の確保。

		箱わな 1 基の導入。
24年度	イノシシ	被害報告があった場合に迅速に対応できるよう環境安全課と猟友会との連携体制を強化。鳥獣捕獲の担い手の確保・育成。 箱わな 2 基の導入。
25年度	イノシシ	被害報告があった場合に迅速に対応できるよう環境安全課と猟友会との連携体制を強化。鳥獣捕獲の担い手の育成。 箱わな 3 基の導入。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
那珂市では H21 年度からイノシシ捕獲を開始したため、推定固体密度は不明。資料不足が否めず予測が難しいため、近隣市町村等の捕獲実績を参考に計画数設定をする。農作物被害が自家消費目的の混住地域にまで拡大しているため、防護柵をはじめとする防護対策の充実を図る。H21 年度捕獲数が 11 頭、H22 年度が 20 頭となっている。 H23 年度以降は 30 頭ずつを目標に捕獲していく。	

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	23年度	24年度	25年度
イノシシ	捕獲数 30	捕獲数 30	捕獲数 30

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
くくりわな及び箱わな 5月中旬から6月下旬、8月中旬から10月中旬 戸多地区、瓜連地区、芳野地区（戸崎地内）	

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
那珂市全域	イノシシ（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的とする鳥獣の捕獲等の許可については、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲済み）

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第1

34号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	23年度	24年度	25年度
イノシシ	金網柵2000m	金網柵3000m	金網柵4000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度	イノシシ	被害状況を把握し、広報などにより被害防止の啓発を行う。被害対策のための効果的な防除方法と、効率的な防護柵設置方法の紹介、箱わなによる自己防衛を含め農業者等の意識を向上させる。里山整備。
24年度	イノシシ	被害状況を把握し、広報などにより被害防止の啓発を行う。被害対策のための効果的な防除方法と、効率的な防護柵設置方法を紹介、箱わなによる自己防衛を含め農業者等の意識を向上させる。里山整備。
25年度	イノシシ	被害状況を把握し、広報などにより被害防止の啓発を行う。被害対策のための効果的な防除方法と、効率的な防護柵設置方法を紹介し、箱わなによる自己防衛を含め農業者等の地域連携意識向上を図る。里山整備。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	那珂市鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
那珂市市民生活部環境安全課	事業統括・鳥獣保護管理指導
那珂市産業部農政課	防除技術指導、被害調査連携
県央農林事務所経営・普及部門	防除技術指導
ひたちなか農業協同組合	防除技術指導

茨城北農業共済事務組合	防除技術指導、被害調査連携
茨城県猟友会那珂支部	個体数調整実施及び生息状況等の情報提供
鳥獣保護員	鳥獣保護に関する指導等

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城県農林水産部農産課	鳥獣被害対策のアドバイス
常陸大宮市、城里町、常陸太田市	有害鳥獣の情報交換及び連携
茨城県県民センター総室県央環境保全室	鳥獣保護に関する助言機関
県央農林事務所企画調整部門	防除技術指導等に関する機関

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却等の処理をする。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。